

償却資産 申告案内はがき

さいたま市では、例年12月中旬に、償却資産所有者の方へ償却資産申告書及び償却資産申告の手引を送付しておりますが、一定の条件を満たす方には、事務負担軽減の観点から、それらに代えて「申告案内はがき」をお送りします。申告案内はがきが届いた方で、提出期限までに申告書の提出がない場合には、所有している償却資産に変更がないものとみなします。

ただし、以下の場合には申告書の提出が必要です。

- (1) 資産の増加・減少・修正等があった場合
- (2) 廃業・転出・合併・相続等があった場合
- (3) 償却資産の課税に関する証明書等が必要な場合

なお、一定の条件を満たしても申告書の提出をお願いする場合があります。

【見本】



郵便はがき



固定資産税(償却資産)の申告について

平素より本市の税務行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、あなた様(貴社)が所有されている償却資産の課税標準額は、一定額未満であるため、償却資産申告書に代えて、このはがきをお送りしております。

このはがきを受け取った方につきましては、申告書の提出がない場合、前年と資産の変更がないものとして取り扱います。

所有している償却資産に変更がある場合(右記「申告が必要な方」に該当する場合)は、必ずご申告くださいますようお願い申し上げます。

令和6年度 固定資産税(償却資産)の申告期限
令和6年1月31日(水)

※申告書を提出する場合、申告書は資産の所在する区ごとに作成してください。

※来年度以降、課税標準額が一定額未満であっても、申告書を送付する場合があります。その際は、ご申告をお願いいたします。

さいたま市 南部市税事務所
資産課税課 償却資産係

〒330-0061
さいたま市浦和区常盤6-4-21
電話 048-829-1186(直通)
FAX 048-829-1916

さいたま市からのお知らせ
ここからはがして内封をご覧ください。

申告が必要な方

- 所有する資産に増加・減少・修正等があった
- 廃業・転出・合併・相続等があった
- 償却資産の課税に関する証明書等が必要

申告書の入手方法

- さいたま市ホームページからダウンロード

さいたま市 償却資産 様式 検索

- 郵送・窓口での入手
宛先、所在地等は、はがき表面をご確認ください。

申告書の提出方法

- eLTAによる電子申告
ご利用方法につきましては、eLTAホームページをご確認ください。

エルタックス 検索

- 紙による郵送・窓口での申告
郵送先等は、はがき表面をご確認ください。
窓口の混雑が予想されますので、できる限りeLTAまたは郵送での申告にご協力ください。

ご不明な点がございましたら、はがき表面に記載の南部市税事務所資産課税課償却資産係までお問い合わせください。

お問い合わせの際は、この番号をお伝えください。

電話番号
検索コード

お問合せ先

〒330-0061

さいたま市浦和区常盤6丁目4番21号

電話: 048-829-1186

さいたま市役所 南部市税事務所

FAX: 048-829-1916

資産課税課 償却資産係

(土日祝日を除く 8:30~17:15)